

訪問介護利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社華一期（以下、「事業者」といいます）は、事業者の設置運営する「ヘルパーサービス花いちご」（以下、「事業所」といいます）が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

1 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1 この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

第3条（重要事項説明書の準用）

1 この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。またその書面の内容は本契約に規定されている内容を補完するものとします。及びこれを添付し、一体のものとして交付します。

2 介護保険制度の改定等により、適用の範囲の変更または加算等の新設がある場合は、変更内容を記載した同意書、又は必要であれば新たな重要事項説明書を交付し、利用者と事業者の双方の合意をもって、記名をし、原契約書別紙に添付することとします。その際、事業者は変更内容につき、「重要事項説明書」の該当箇所を利用者に十分説明するものとします。

第4条（訪問介護計画の決定・変更）

- 事業者は、利用者に係る居宅介護サービス計画（以下、「ケアプラン」という）が作成されている場合には、それに沿って訪問介護・介護予防訪問介護計画（以下「訪問介護計画」という）を作成します。
- 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、訪問介護計画を作成します。
- 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、又は利用者及びその家族が訪問介護計画の変更を希望した場合、変更が必要かどうか調査し、その結果、変更が必要と認められた場合には、利用者及びその家族と協議して双方の合意をもって訪問介護計画を変更することとします。
- 事業者は、訪問介護計画について、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得た上で決定し、書面を交付して確認するものとします。

第5条（提供する訪問介護の内容）

1 介護保険給付対象サービス

- (一)事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他の日常生活上の支援を提供する者とします。
- (二)事業者は、利用者が提供を受ける指定訪問介護の内容を「重要事項説明書」に定め、前条に規定する訪問介護計画に基づき、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資する指定訪問介護を提供します。
- (三)第1項のサービス従業者は、介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員初任者研修修了した者（旧介護員養成研修基礎課程又は1～2級課程を含む）、生活援助従事者研修を修了した者です。
- (四)サービス利用継続中に、介護保険適用の範囲の変更があれば、新たな訪問介護計画を作成し、それをもって指定訪問介護の内容とします。

2 介護保険給付対象外のサービス（自費）

- (一)事業者は、利用者との合意に基づき介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問介護サービスを提供するものとします。
- (二)前項の他、事業者は介護保険給付対象外（介護保険適用範囲外）のサービスを提供することができるものとします。
- (三)本項のサービスについて、その利用料金は利用者が全額負担するものとします。
- (四)事業者は、介護保険給付対象外サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

3 その他

(一)居宅サービス計画等作成前のサービス提供

居宅サービス計画等が作成される前であっても、緊急に必要な場合にはサービスを提供します。

(二)要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合

要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合は、認定後にサービス内容を見直します。

自立（非該当）と判定された場合には利用料は全額利用者の負担になります。

なお、認定された介護区分に応じて利用料の一部が利用者の負担になることがあります。

第6条（料金）

1 この契約書に基づき、事業者が提供するサービス等に関する料金・支払方法は「重要事項説明書」のとおりです。

2 事業者は、介護保険給付対象サービスの利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

3 事業者は、介護保険給付対象外のサービス（自費）の利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、変更を行う2か月前までに説明をしたうえで当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

3 利用者は、変更に同意できない場合には本契約を解除することができます。

4 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道、電気、ガスを含む）を無償で提供し、サービス従事者が事業所または必要な相手先へ連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第7条（サービスの中止、変更、追加）

1 利用者は、利用期日前において、事業者に対してサービス利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。

2 事業所は、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合を除き、利用者が事前にサービス中止の連絡を怠ったときは、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、キャンセル料金を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

3 事業者は、サービスの中止に関する受付時間その他については重要事項説明書をもって確実に説明します。

4 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービスの利用の変更、追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第8条（サービス内容の変更）

1 事業者は、サービス利用当日に利用者の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容を変更することができるものとします。

2 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第9条（事業者の責任による事由によるサービスの実施不能）

1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により訪問介護サービス等の実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わないとします。

2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第10条（契約の終了）

次の事由に該当した場合（経過措置が適用される場合を除いて）は、この契約は自動的に終了します。

(一)利用者が介護保険施設に入所した場合

(二)利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

(三)利用者が死亡した場合

第11条（解約権）

1 利用者は事業者に対して、1週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(一)事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(二)事業者が守秘義務に反した場合

(三)事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(四)事業者が破産した場合

3 事業者は次の各号のいずれかに該当した場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

この場合、事業者は利用者の指定居宅介護支援事業者に対し情報を提供します。

(一)事業規模の縮小

(二)事業の休廃止

(三)利用者が遠方へ引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(一)利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

(二)利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

第12条（精算）

利用者は、本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了月から翌月末日までに精算するものとします。

第13条（事業者及び従業者の義務）

1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、利用者又はその家族等から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。

3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成、それを5年間保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第14条（守秘義務及び個人情報の取り扱い）

- 事業者及び従業者は、訪問介護サービス提供をするうえで知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者が緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 前2項にかかわらず、利用者のための居宅サービス計画の立案・作成にあたって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、又は医療機関・他の介護保険に関わる指定事業者等との連絡調整等、必要となった場合において利用者の個人情報を使用することができるものとします。
- 事業者は、利用者又は利用者の家族等からあらかじめ文書で同意を得るものとします。

第15条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に対する行為を行いません。

- (一)医療行為
- (二)利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授与
- (三)利用者の家族に対するサービスの提供
- (四)支援中の飲酒および喫煙
- (五)用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (六)その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第16条（賠償責任）

- 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害賠償責任を速やかに履行するものとします。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることがきるものとします。
- 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないとします。
 - (一)利用者又はその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - (二)利用者又はその家族等が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・

確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(三)利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(四)利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

3 第1項及び第2項は、第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

第17条（緊急時の対応）

1 事業者は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第18条（連携）

1 事業者は、指定訪問介護の提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、第3条の訪問介護計画書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約並びに訪問介護計画の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第8条第3項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第19条（サービスの提供の記録）

1 事業者は、指定訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了5年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。また、利用者が求めた場合は、実費負担によりその複写物の交付を受けることができます。

第20条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第21条（虐待防止について）

- 1 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等にために、虐待防止に関する責任者を選定し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第22条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにします。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第23条（利用者代理人）

- 1 利用者は、本契約の締結にあたり、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うことのできる代理人を選任することとします。
- 2 代理人は、利用者が何らかの事由で利用料金を払えない場合は、連帯して責任を負うこととします。

第24条（信義誠実の原則）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第25条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和7（2025）年 月 日

私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者

＜事業者名＞ 株式会社 華一期 (2870203045)
＜所在地＞ 神戸市灘区鹿ノ下通1丁目4-8-3F
＜代表者名＞ 代表取締役 石原 愛華 印
＜電話＞ (078) 802-2822
＜FAX＞ (078) 802-2828

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第14条第2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者

＜住所＞ 神戸市

＜氏名＞ _____ 印

＜電話＞ _____ — —

私は、この契約締結に際し、利用者本人の契約の意思を確認いたしました。
また、第14条第2項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

代理人・立会人・家族代表等

＜住所＞ _____

＜氏名＞ _____ 印

＜続柄＞ _____

＜電話＞ _____

※代理人を選定する場合は、別途委任状が必要です。

代理人が委任を受けた範囲内で行う効果は、利用者本人に帰属します。
署名代筆者あり 利用者が身体の状況等により署名が出来ないため